

問合せ 文化市民局共生社会推進室 ☎ 222-3096 FAX366-0139

6月1日は

# 人権擁護委員の日



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君

6月3日(月)に**全ての区役所・支所**で  
**人権擁護委員による人権相談**を一斉開催します。

**日時** 6月3日(月)14時から16時まで **予約不要** **相談無料** **秘密厳守**

**Q** 人権相談では、どのような相談に乗ってもらえるのですか？

**A** 性別や障害などを理由とした差別や、学校におけるいじめ、職場におけるハラスメント、インターネット上の誹謗中傷など、日々、様々な人権に関わる相談に、面談、電話、インターネット、手紙などにより応じています。毎日の生活の中で、「これは『人権問題』ではないだろうか?」と感じたり、思い悩んだりすることがあれば、まずはご相談ください。



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん

**Q** 相談に対して、何をしてもらえるのですか？

**A** 人権侵害の疑いがある場合は、人権侵害の有無を確認するための調査を行います。人権侵害が認められる場合には、事案に応じて、法律的なアドバイスをしたり、当事者間の話し合いの仲介を行ったり、人権侵害を行った人に対して説明を行ったりします。

**Q** 人権相談以外には、どのような活動をしていますか？

**A** 人権の大切さを多くの人に知ってもらうため、また、考えてもらうために、小学校などでの人権の花運動、中学生人権作文コンテスト、人権教室など、様々な啓発活動を行っています。



人権擁護委員とは、  
法務大臣から委嘱を受けた  
街の相談パートナーです。  
京都市には、55名の  
人権擁護委員がいます。



いじめ

差別

虐待

インターネットでの  
ひどい書き込み

6月3日以外にも、ご相談いただけます。

令和6年度(5月以降)  
夜間相談の日程

要予約

| 相談日       | 相談場所                                                                     |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 6月26日(水)  | 京都市役所<br>共生社会推進室<br><br>18時から<br>20時まで<br><br>☎ 222-3096<br>FAX 366-0139 |
| 8月28日(水)  |                                                                          |
| 10月23日(水) |                                                                          |
| 12月25日(水) |                                                                          |
| 2月26日(水)  |                                                                          |

令和6年度(5月以降)

区役所・支所での相談日程

予約不要

| 相談日       | 相談場所  | 相談日       | 相談場所  |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 5月23日(木)  | 北区役所  | 11月28日(木) | 下京区役所 |
| 7月18日(木)  | 右京区役所 | 12月19日(木) | 南区役所  |
| 7月25日(木)  | 中京区役所 | 1月16日(木)  | 醍醐支所  |
| 8月22日(木)  | 上京区役所 | 1月23日(木)  | 左京区役所 |
| 9月19日(木)  | 東山区役所 | 2月20日(木)  | 伏見区役所 |
| 10月17日(木) | 深草支所  | 3月27日(木)  | 西京区役所 |
| 11月21日(木) | 洛西支所  |           |       |

14時から16時まで。いずれの会場でもご相談いただけます。

みんなの人権  
110番

0570-003-110

こどもの人権  
110番  
通話料無料

0120-007-110

女性の人権  
ホットライン

0570-070-810

インターネット  
人権相談  
受付窓口

https://www.jinken.go.jp/  
インターネット人権相談



※電話は平日8時30分から17時15分まで  
(年末年始を除く)